

太田市データ分析基盤及び BI ツールの整備・運用業務委託
仕様書

令和8年10月

太田市役所おおた未来戦略部企画政策課マーケティング戦略室

1 基本事項

本業務は、EBPM の推進を目的とし、本市が保有するデータを業務横断的に集約・可視化・分析し、意思決定及び業務改善に活用するためのデータ分析基盤及び BI ツールを整備・運用することを目的として実施するものである。

本仕様書は、データ分析基盤及び BI ツールに求める機能のほか、実施に係るスケジュール等の要求事項を取りまとめたものであり、本業務を受託する事業者は、本仕様書の内容に基づき業務委託を実施するものとする。

2 委託業務内容

(1)整備・導入に係る業務

- ・打合せ等に関する資料の準備・収集・整理、議事録の作成
- ・分析用データベースの構築(今後の搭載データが拡張していくことも踏まえたデータ容量とする)
- ・BI ツールの導入及びメニュー構築(グラフ・チャート・地図情報・分析用ダッシュボード等)
- ・BI ツールの必要ライセンス確保
- ・データファイル項目の仮名化・匿名化の仕組み構築
- ・サーバ等機器の設定・構築

(2)運用保守に係る業務

- ・データ分析基盤及び BI ツールの運用管理(ライセンス更新等含む)
- ・ソフトウェア・アプリケーション・ハードウェア保守
- ・障害対応
- ・職員に対する研修
- ・その他データ分析基盤の運用保守に必要な作業

3 要件の詳細

詳細な要件については、「基本要件一覧(資料2)」及び「インフライメージ図(資料3)」を参照すること。

4 委託業務スケジュール

(1)業務委託期間

契約締結日～令和12年3月31日

※市は毎年度末までに、その年度の履行実績の評価を行い、その評価が良好であると確認した場合に限り、次年度の契約を継続する。

(2)運用開始予定時期

令和9年11月～

※今年度のスケジュールは、別紙「想定スケジュール(資料1)」を参照すること。

なお、具体的なスケジュールは、提案のもと、市と協議のうえ決定する。

※運用開始段階では全項目についてデータ基盤整備を完了しているものではなく、運用開始可能なものから順次公開を行う運用を想定している。

5 業務遂行に関する要件

(1)プロジェクト管理

本業務を滞りなく推進するためにスケジュール管理、進捗管理を実施すること。
また、進捗状況は進捗報告書を作成し、原則として月次で市に報告すること。

(2)打合せ、報告

本業務におけるコミュニケーションルールを明確に定めること。
また、スケジュールの遅れや重大な事象が発生した際には、速やかに市と協議すること。

(3)成果物

以下の成果物を市と協議のうえ作成すること。

ア 要件定義書

イ プロジェクト管理に関する資料(スケジュール等)

ウ 必要な設計書類

エ 品質検証(テスト)結果資料

オ 管理者向け運用マニュアル

カ 一般ユーザー向けマニュアル

キ 作業進捗報告書

ク 市職員向け研修に係る資料

ケ その他市が必要に応じて指示する成果物

6 その他

(1)関係法令の遵守

本件業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守するものとする。また、本市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(2)業務の執行における疑義等

業務の執行において不明な点や疑義等が発生した場合、又は本業務委託概要及び契約書等に定めのない事項については、随時、市と受託者で十分な協議を行い決定する。

(3)安全管理・事故対応と損害賠償

受託者は、この業務を行うに当たって、安全管理に十分な注意を図る。事故及び損害賠償の責めは、受託者が負う。ただし、その損害の発生が市の責めに帰すべき理由による場合は、市の負担とする。万が一、事故等が発生した場合は、直ちに適切な処理を講じた上で、遅滞なく市に事故の内容や対応等について報告する。

(4)個人情報の保護

本件業務の実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、太田市個人情報の保護に関する法律施行条例及び太田市情報公開条例、その他関係法令に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めることとする。

(5)守秘義務

本件業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。業務完了後も同様とする。

(6)再委託

この業務を行うにあたり、受託者が第三者に再委託を行う場合は、事前に再委託内容・再委託先・理由等を書面に記載の上、市に申請し、承諾をされなければこれを行うことはできない。

ただし、この業務の全部を再委託及び再々委託することは禁止する。

また、再委託の受託者は契約書等の内容を遵守し、全ての責任はこの業務の受託者が負うものとする。

(7)その他

ア 本資料に定めのない事項については、市と協議のうえ対応を決定すること。

イ その他有益と思われる提案を行うこと。

上記の条項については、提案内容により変更が必要な場合は、その旨を明示して提案するものとする。

以 上